

社会福祉振興助成費補助金

社会福祉振興助成費補助金の概要

事業の目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、NPO法人等の自立を助長するとともに、全国的・広域的支援への発展及び波及を図る。

予算額の推移



予算縮減の取組み

助成対象テーマ等
の見直しを実施

機構の事業実施部署
組織体制のスリム化

第三者の審査評価
委員会の人員削減

継続的な効率化等に取り組み予算額を大幅に縮減

助成対象事業

①福祉活動支援事業（限度額50万円～300万円）

個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業
（個々の団体が実施）

②地域連携活動支援事業（限度額50万円～700万円）

地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業
（一つの都道府県内で他の団体と連携して実施）

③全国的・広域的ネットワーク活動支援事業（限度額50万円～3,000万円）

全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業
（二つ以上の都道府県内で他の団体と連携して実施）

助成事業に係る事務費（運営費交付金）の推移

平成22年度実績

193百万円（共通費除く）
<358百万円（共通費込み）>

平成25年度実績

167百万円（共通費除く）
<313百万円（共通費込み）>

※共通費とは

事務所の賃借料、光熱費、総務部門の人員費等を、各事業部門の職員数等の割合で按分したもの。

助成事業の変遷

助成事業の変遷

昭和63年～
平成21年

長寿社会福祉基金事業（長寿・子育て・障害者基金事業）実施

《政府出資金：2,800億円》

平成13年
12月9日

【閣議決定】「特殊法人等整理合理化計画」

- 独立行政法人への移行
- 事後評価の実施
- 評価結果を反映した資源配分 など

H15年10月1日 独立行政法人化

平成19年
12月24日

【閣議決定】「独立行政法人整理合理化計画」

- 固定化回避
- 運用方法の見直し

平成21年
11月17日

行政刷新会議「事業仕分け」の評決結果

- 基金の全額国庫返納
- 毎年度予算要求
- 管理費の削減など

H22～ 社会福祉振興助成事業スタート

平成22年
12月7日

【閣議決定】「独立行政法人の事務・事業の見直し」

- 国、地方等との役割分担
- 国として行うべきものに限定

助成事業
の限定

平成25年
12月24日

【閣議決定】「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」

- 不正受給・使用を防ぐための調査を実施
- 受給団体のガバナンス強化を支援
- 不正受給などへの制裁措置の導入など

体制強化
の支援

長寿・子育て・障害者基金事業

《助成財源》 約2,800億円の基金の運用益

《助成対象事業》

一般分
(上限なし)

特別分
(～500万円)

地方分
(～200万円)

事業仕分けに基づき
大幅に事業見直し

社会福祉振興助成事業

《助成財源》社会福祉振興助成費補助金
(必要な事業を毎年度予算要求)

《助成対象事業》

福祉活動
支援事業
(50万円
～300万円)

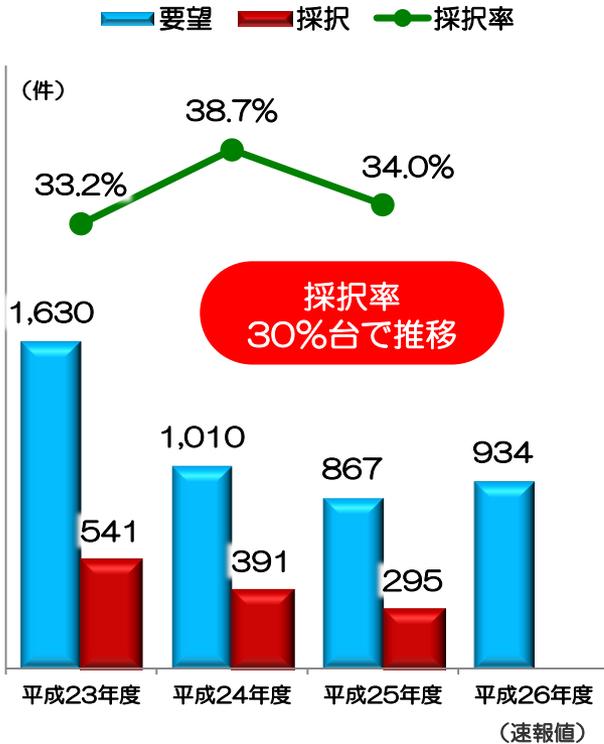
地域連携活動
支援事業
(50万円
～700万円)

全国的・広域的
ネットワーク
活動支援事業
(50万円
～3,000万円)

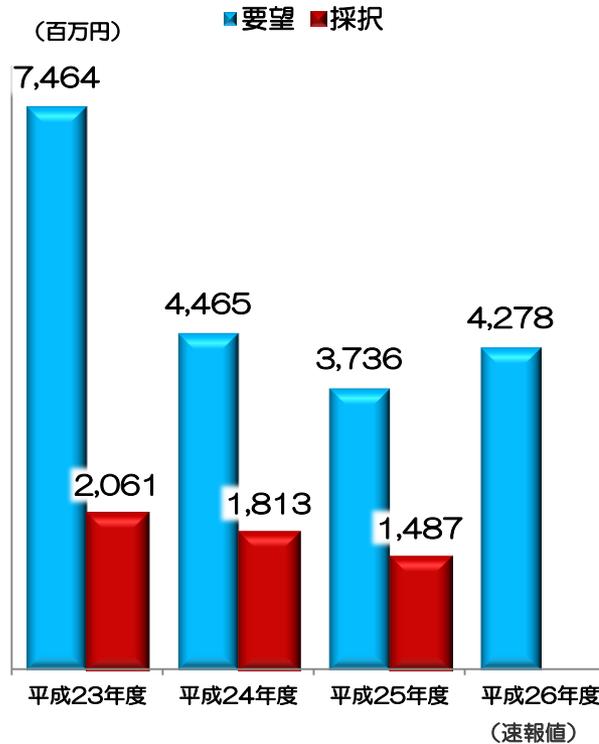
助成事業の実績

社会福祉振興助成事業の実績推移

件数ベース

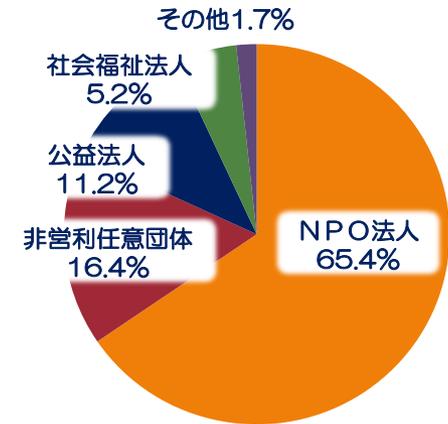


金額ベース

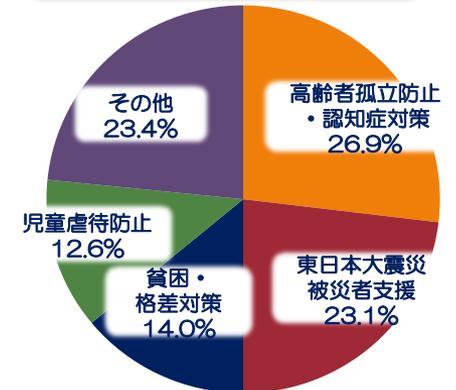


平成25年度採択実績 (件数ベース)

運営主体別



重点助成分野別



■ 助成事業の必要性

地域の福祉課題・民間活動への支援の必要性

《地域の福祉課題》

様々な社会環境の変化

- 少子高齢化の進行
- ライフスタイルの多様化
- 地域に対する帰属意識の変化
- 景気低迷の長期化
- 雇用形態の変化
- 東日本大震災の影響など



都市部

- ・ 他世代間や近隣の連携の希薄化
- ・ 高齢者・障害者・若者の孤立化
- ・ 孤独な子育てなど



地方

- ・ 地方経済・雇用状況の悪化
- ・ 若者の流出
- ・ 限界集落 など



福祉課題の深刻化

貧困
格差問題

高齢者や障
害のある方
の孤立化

児童虐待
の増加

被災者の
生活立直し

《民間活動への支援の必要性》

- ① 福祉課題が多様化、複雑化、個別化し、制度・施策のみでは対応できなくなりつつある。
- ② 単なる「行政の補完」というだけでなく、民間活動ならではの温かみや柔軟さが求められる。
- ③ 地域の「互助」やNPO等の連携による地域包括ケアシステムの推進などが求められている。（社会保障と税の一体改革など）
- ④ 被災者支援などで民間活動の重要性が再認識された。

■ 地方自治体・民間における助成との比較

地方自治体

- ・管内地域における福祉の向上
- ・管内地域の団体の連携強化
- ・実施地域は地方自治体内が基本
- ・地方自治体の抱える課題に対応など

民間

- ・助成事業の設立理念に沿った助成
- ・実施団体のイメージアップにつながる助成 など

- 民間団体の創意工夫を活かし、社会問題・課題に対して取り組む
- 個々の団体が実施する活動へ助成

- ・国が直接公募テーマを設定（政策課題に密接した助成）
- ・複数の都道府県をまたぐなど広域的な事業にも対応
- ・事業評価等により助成団体の成長や事業継続を支援
- ・事業評価に基づき優良事業を様々な方法で全国へ紹介

社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業の特色

- ①事業の普遍化
- ②助成団体の育成支援
- ③全国的な広がりを醸成

重点化

参 考 资 料

社会福祉振興助成事業平成26年度助成テーマ

福祉活動支援事業、地域連携活動支援事業、全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

- 1 高齢者や障害児・者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業
- ★(1) 配食や買い物、移動支援、見守り、居場所づくり、心のケアなどにより、高齢者・障害者などの社会からの孤立を防止する事業
 - (2) 障害の特性に応じた日常生活及び社会生活の支援に関する事業
 - (3) 高齢者・障害者の特性に応じた就労支援に関する事業
 - (4) 虐待や消費者被害の防止、障害の有無による分け隔てのない共生社会の実現、成年後見等高齢者・障害者の権利擁護に関する事業
 - ★(5) 病院や施設を退院・退所する高齢者や障害者の在宅・地域移行支援事業
 - (6) 成育過程において支援を受けられなかった発達障害者（成人）に対する支援事業
 - (7) 引きこもり青年や軽度の発達障害者等の自立生活に向けた就労前の支援に関する事業
 - ★(8) 認知症（若年性認知症を含む）の者と家族の支援に関する事業
 - (9) 難病や終末期医療等の重度な状態にある者とその家族の支援に関する事業
 - (10) たんの吸引等医療的ケアの必要な障害児・者とその家族の支援に関する事業
 - (11) 障害者の芸術やスポーツ等の文化的活動を通じた社会参加を促進する事業

- 2 地域や家庭における子ども・子育てに関する事業
- (12) 安心・安全な子育ての環境づくりを支援する事業
 - ☆(13) 児童虐待・DV等の防止、早期発見、保護・支援を必要とする子ども・家庭を支援する事業
 - ☆(14) 病院・児童養護施設等を退院・退所した子どもへの支援に関する事業
- 3 貧困・格差対策等社会的支援（福祉的支援）を行う事業
- ★(15) 生活困窮者に寄り添いながら、自立に向けた包括的・継続的な支援を行う事業
 - ★(16) 生活困窮に陥った若者のステージに応じた多様な就労支援、自立生活の支援に関する事業
 - ★(17) ひとり親家庭などの生活困窮世帯の養育の相談や子どもの学習支援に関する事業
 - (18) 薬物・アルコール依存症者への社会復帰支援事業
- 4 福祉・介護従事者等の確保・育成に関する事業
- (19) 福祉・介護従事者の資質の向上、定着支援及び福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業
 - (20) 多様化する福祉課題に対して総合的な相談や支援ができる福祉人材の育成に関する事業
 - ◎(21) 災害時における福祉支援を担う人材の育成に係る研修・訓練に関する事業
 - (22) 情報交換や相互交流等の機会を通じた全国的なボランティア活動の振興に関する事業

※重点テーマは★及び☆（「児童虐待防止」に関する事業のみ）がついているテーマである。

◎は重点テーマ以外のもので加点対象になるテーマである。

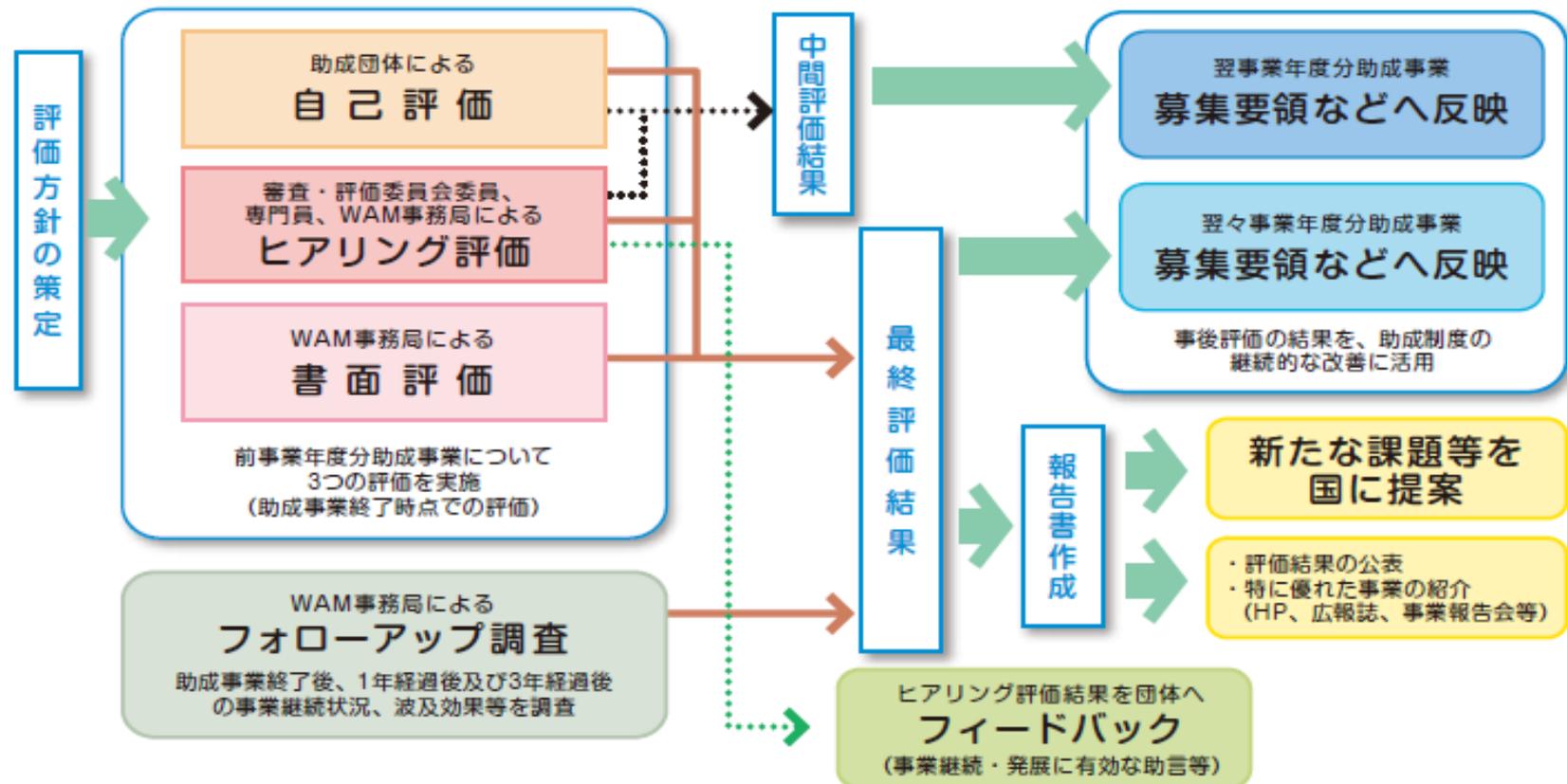
- ・福祉医療機構は福祉・医療に関わる様々な業務を実施しており、その中の業務の一つとして社会福祉振興事業も独立行政法人福祉医療機構法に定められている。
- ・前身である長寿・子育て・障害者基金事業を含めると25年以上、助成を通じて民間団体の支援を実施している。
- ・毎年度、必要に応じて助成テーマ等を見直している。

平成25年度→平成26年度の見直し状況

- 社会参加促進支援事業の整理・統合
 - ・障害者スポーツ（競技系）や福祉用具改良開発の廃止
- 重点的政策への特化によるテーマの絞り込み
 - ・H25（28テーマ）→H26（22テーマ）
- 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業に上限額（3,000万円）を設定

■ 助成事業における事業評価の仕組み

- 事業を実施した翌年度にその成果などについて評価を実施
- 事業終了後の継続状況や波及効果等のフォローアップ調査

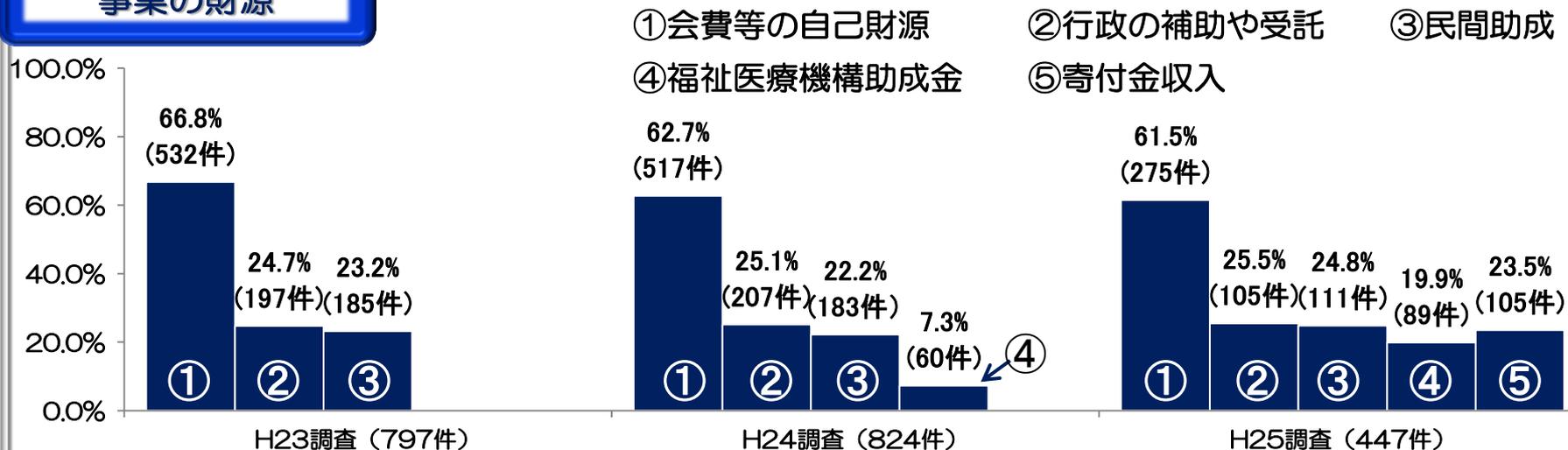


■助成事業の継続状況（フォローアップ調査結果：平成23～25年度調査分）

事業の継続状況

区分	事業継続率	調査対象数
平成23年度実施調査	87.9% (797件)	平成21年度助成：977件 ☞回答数907件（回答率92.8%）
平成24年度実施調査	87.0% (824件)	平成22年度助成：1,017件 ☞回答数947件（回答率93.1%）
平成25年度実施調査	87.0% (447件)	平成23年度助成：538件 ☞回答数514件（回答率95.5%）

事業の財源



（注）本調査における回答は、複数回答である。
H24調査から回答の選択肢に「福祉医療機構助成金」を追加
H25調査から回答の選択肢に「寄付金収入」を追加

社会福祉振興助成事業の活用事例①

柔軟な公募により被災地を支援

特定非営利活動法人NPOほうらい（福島県）
「地域バスを活用した仮設避難者支援事業」

福島市郊外のほうらい団地の状況

- ☞ 福島市郊外の高齢化した団地で、住民が中心となり地域バス（コミュニティバス）の運行などを通じて地域再生の活動を実施（商店街の活性化や地域再生を目指す）
- ☞ そうした折に東日本大震災が発生し、団地周辺に飯館村などから避難された方々の仮設住宅が設置



ほうらい団地の課題

- 郊外に位置し、買物や医療機関へのアクセスが悪い
- 住民同士のつながりが希薄化
- 高齢者の割合が多い

共通の課題に
一緒に取組もう！



仮設住宅の課題

- 郊外に点在し、買物や医療機関へのアクセスが悪い
- 住民同士のつながりが途切れる
- 高齢者の割合が多い



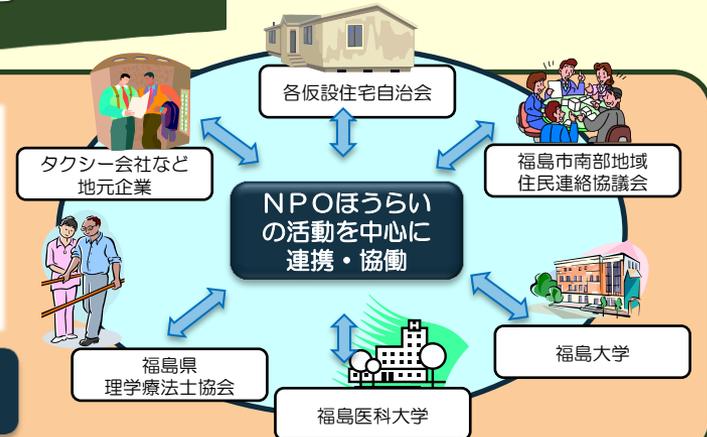
震災後、平成23年度中に
追加公募を実施

助成事業

《民間ならではの温かみのある活動で支援》

- ◆ コミュニティバスの運行で広い団地、点在する仮設住宅間を結ぶ
- ◆ お茶飲みサロンで、住民間の交流を促進
- ◆ 健康サロンで、専門家による健康・予防の視点からの指導
- ◆ 休耕地有効利用で地元農家と協力し、生きがいづくり

- ☞ 東日本大震災に臨機応変に対応し仮設住宅の生活を支援
- ☞ 地域社会の再生を図り地域住民の利便性を向上



社会福祉振興助成事業の活用事例②

助成事業を通じて多くの団体と連携
・生活の知恵を活用した取組

特定非営利活動法人フードバンク山梨（山梨県）
「食のセーフティネットモデル事業」

生活の知恵

不要となった食品を
自然なかたちで提供

地元企業
商店

農家

一般家庭

助成事業

フードバンク山梨

包装不備や賞味期限が近付いたことで商品価値を失った食品を無償で譲り受け、生活困窮者に供給

食品の宅配とともに手書きの手紙によるやり取りを行い、利用者の心の面を支援

宅配
事業者

生活困窮となった方

派遣切りなどによる失業者、独居高齢者、ひとり親家庭など

規格外作物の活用など
地方ならではの取組み

緊密な連携・支援・協力（30機関）

学生
ボランティア

民生委員

社会福祉
協議会

行政

初回は関係機関から手渡しにより食品を提供

行政だけでは不可能だった「予防的な支援」が可能に！

助成事業の成果

地域の様々な人々や組織が互いにメリットを感じるWIN-WINの関係で活動に自然なかたちで貢献

地域の特性を活かし地元企業や商店のほか、農家の余剰・規格外作物や家庭の不要食品などで支え合い

商品や作物の無駄をなくし、廃棄のために掛かっていた費用も節約

生活保護申請に至る前の支援により利用者の自立に貢献

社会福祉振興助成事業の活用事例③

- 補助事業化
- 団体の成長（任意団体⇒NPO法人）

特定非営利活動法人亀岡子育てネットワーク（京都府）
「出産直後のメール情報提供から仲間作り事業」

助成事業

亀岡子育てネットワーク

子育て広場事業を運営するとともに、携帯メールによる子育て情報発信事業を行い、この両輪で地域の中で孤立しがちな若い母親の育児を解消しようとする取組み

《子育て広場》

②子育て広場の利用につなげていく

③参加者から直近のニーズを聞く



市の委託事業に！
（国の地域子育て支援拠点事業）

携帯メールによる子育て情報配信

①メール配信事業への参加をPR

④真に必要とされる情報配信が可能



府全域へ配信拡大！
（府の補助事業）

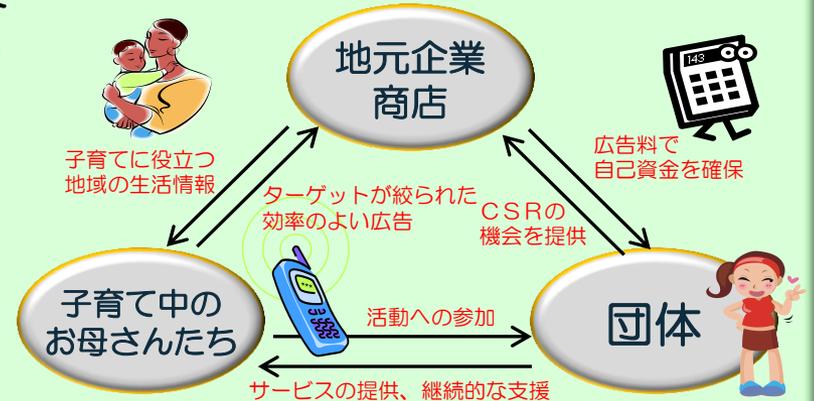
市、保健師、民生委員などと連携

連動し相乗効果

お母さんたちによるいきいきとした情報

団体としてはNPO法人格を取得

地域のみんながWin-Winの関係に



助成事業の成果・特徴

- 二つの事業が地域連携により相乗効果
- 地域の三者がそれぞれWin-Winの関係
- 子育て広場は市の委託事業に発展
- 情報配信は府全域に拡大
- NPO法人格を取得
- 自然な形で相談や支援につながり、いつの間にか受け手から担い手へ



■社会福祉振興助成事業の効果①

法律のメニュー化

《貧困対策・就労支援》

事業の概要

高齢、単身、低所得、精神疾患などの複合的な課題を持つ方々の緊急のシェルターなどの確保や就労の可能性を探る取組み



リーマンショックに端を発した派遣切りや雇い止め、一般就労困難者問題など喫緊の政策課題に対し積極的に助成

◆事業の成果◆

- ・助成事業として各地で取組が広まる
- ・厚生労働省の補助金のモデル事業化

生活困窮者自立支援法に規定

全国的に拡大・展開

《妊産婦のアルコール問題》

事業の概要

妊産婦のアルコール摂取が胎児・乳児に与える影響を考えるNPOが、問題についての啓発資料を作成し、幅広い普及活動を展開



広報誌やWAMNETなどを活用し優良事例として広く紹介

◆事業の成果◆

- ・酒造業界、医療関係団体関係省庁等に働きかけ
- ・国内外の専門家によるシンポジウムを開催

「妊娠中や授乳期の飲酒は胎児・乳児の発育に悪影響を与える恐れがあります」

国内のすべての酒類に警告表示が標準化

社会福祉振興助成事業の効果②

社会福祉施策の制度化 《子どもシェルター》

事業の概要

虐待を受け家に帰ることができないなど居場所を失った10代後半の子どもたちの緊急の受け皿として子どもシェルターを運営



- ・WAM助成のシンポジウムを通じて広く国民に啓発
- ・各地（東京、神奈川、愛知、岡山など）の子どもシェルター事業を積極的に助成

◆事業の成果◆

各地における子どもシェルターの取組みが行き場のない子どもたちを救う場所として高い評価を受ける

自立援助ホームとして制度化

地方自治体の補助事業化 《ホームホスピス》

事業の概要

身近な地域で、終末期を穏やかに過ごすホームホスピスの事業を立ち上げ、質の向上に向けた取組み



福祉・医療のはざまを結ぶ
WAM特有のテーマ設定で助成

◆事業の成果◆

ユニークな取組みとして
マスコミにも広く取り上げられる

地方自治体の補助金の対象事業化

その他

貧困家庭の子どもの学習支援

- 取組に対して積極的に助成
- 平成26年12月6日に成立した生活困窮者自立支援法に「生活困窮家庭の子どもに対して、学習の援助等の支援を行う」ことが規定
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて作成される大綱の作成に資するため設置された内閣府の「子どもの貧困対策に関する検討会」において、WAM助成を受けて学習支援を実施した法人が、外部有識者としてプレゼン。

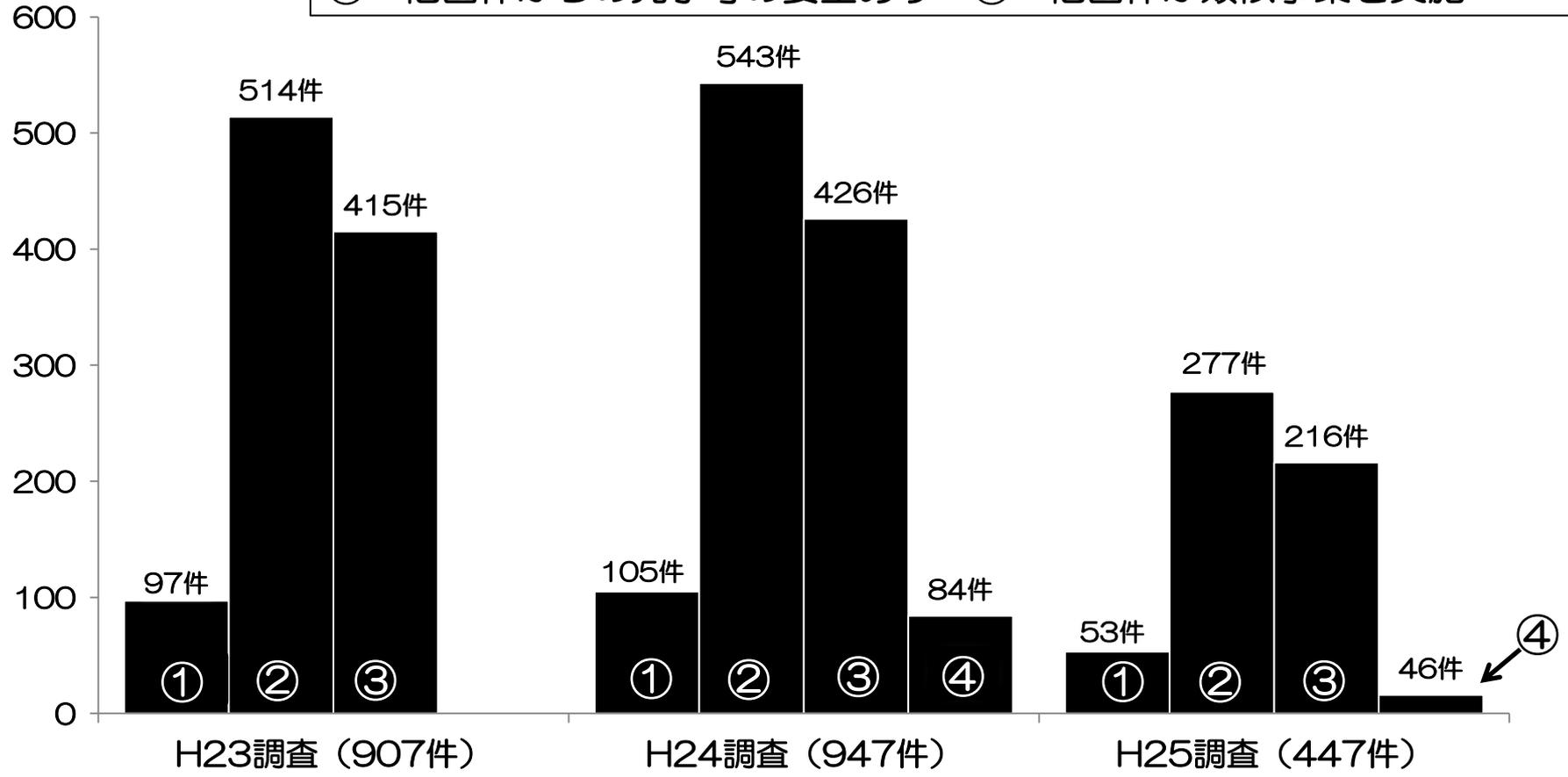
フードバンク

- 活用事例②のフードバンク山梨を優良事例として紹介。全国で数件のみ、都市部中心だった取組が、各地で急速に増加（農水省の調べでは全国で24団体）。

etc.

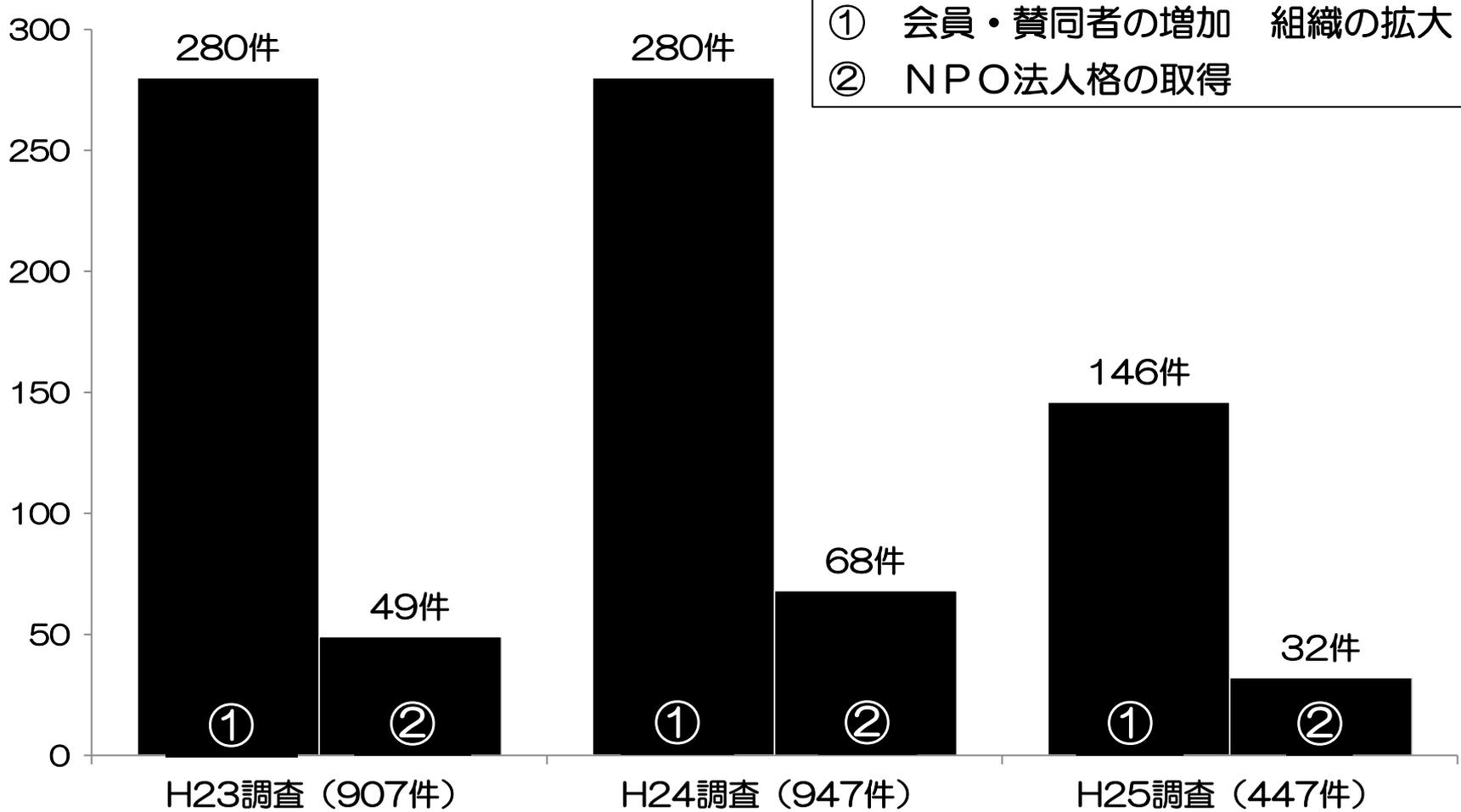
■助成事業の制度化・モデル化（波及効果）の測定

- ① 行政で制度化・モデル化
- ② 他団体とのネットワーク構築
- ③ 他団体からの見学等の要望あり
- ④ 他団体が類似事業を実施



(注) H23～H25フォローアップ調査結果をもとに集計
 本調査における回答は、複数回答である。
 H24調査から回答の選択肢に「他団体が類似事業を実施」を追加

■助成先団体の自立化（組織・団体への影響）の測定



(注) H23～H25フォローアップ調査結果をもとに集計
本調査における回答は、複数回答である。